# 契約変更理由書

神戸市

| 工　事　名 | 湊川公園再整備工事（その３） |
|---|---|

**契約変更後の工事概要**

| | （当初） | （変更） |
|---|---|---|
| ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ舗装工―１ | ― | ５２㎡ |
| ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ舗装工―２ | １１０８㎡ | １０５６㎡ |
| アスファルト舗装工 | ５０９㎡ | ― |
| アスファルト舗装工―２ | ― | ４８６㎡ |
| タイル工 | ８０枚 | |
| プレート設置工 | ― | ８０枚 |
| シャリンバイ移植 | ― | ６０株 |
| 進入防止柵 | ５７ｍ | ― |
| 門扉工―２ | ４箇所 | ― |
| 敷きモルタル撤去工 | ― | ４８６㎡ |
| 防水シート撤去工 | ― | ４８６㎡ |
| 交通誘導警備員 | ５５人 | ７３人 |

**契約変更の理由**

（設計変更の理由）

・ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ舗装工の一部の歩行者対応とするため、ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ舗装工―１を追加する。

・アスファルト舗装工について、断面を見直したためアスファルト舗装工―２を追加する。

・施工時の防水層への影響を最小限にするため、タイル工をプレート設置工に変更する。

・植栽の一部が鉄平石舗装工にかかるため、シャリンバイ移植を追加する。

・進入防止柵、門扉工について、地元商店街と調整がつかなかったため廃工とする。

・橋上のインロク舗装撤去について、現況に合わせて敷きモルタル撤去工と防水シート撤去工を追加する。

・銅像搬入時の公園利用者への安全確保のため、交通誘導警備員が増工となる。

・その他現地精査の結果、数量に増減が生じる。

（公表様式第６号）